

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」について

1 消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

現在、火災とまぎらわしい煙等を発する際には火災予防条例に基づき届出を行っていただいています。これは、通行人等が火災と間違えて119番通報を行った時のため、消防機関が焼却等の情報を把握するための届出です。届出を受理しても、**焼却等の行為を許可するものではありません**のでご注意ください。

2 廃棄物の野外での焼却は法律により禁止されています。

ごみ(廃棄物)の焼却は、一部の例外を除き禁止されています。処理についてご不明な点は、環境対策課(Tel(67)3176)へお問い合わせください。なお、例外等により焼却できる際は下記注意事項を守ってください。

〈焼却ができる際の注意事項〉

- (1) 可燃物の近くでは、焼却を行わないこと。
- (2) 空気が乾燥している時や風の強い日には焼却をしない。
- (3) 一度に多量の焼却をしない。
- (4) 水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- (5) 燃えつきるまで決してその場を離れない。
- (6) ご近所迷惑や交通障害とならないように、配慮して行う。



〈火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について〉

届出様式または電話により、最寄りの消防署へ届出てください。

【届出に関する問い合わせ先】

阿蘇広域行政事務組合消防本部 南部分署 Tel.0967(62)9034

非常時に備えて確認 南阿蘇村防災訓練および職員研修

11月9日、村の災害対応体制の確認や関係機関との連携強化を目的とした防災訓練および職員研修を実施しました。

訓練は、早朝から大雨が降り続き村内各地で被害が発生しはじめている状況を想定。役場・消防団・消防署・警察署が参加し、午前6時から情報伝達や参集訓練、災害対策本部の設置運営訓練を行いました。村職員は消防署員による応急救護訓練や避難所運営に関する職員研修を実施し、消防団は土のうを使用した水害対応訓練を実施。また、旧久木野庁舎では、建物内に逃げ遅れた要救助者がいる想定で、消防署と警察署による救助訓練も行われました。

当日は消防団の非常呼集訓練も行われ、総合的な訓練が実施されました。



- ① 災害対策本部では各機関との連携確認などを実施
- ② 消防団員による土のうを使った応急対応訓練
- ③ 村職員による応急救護研修